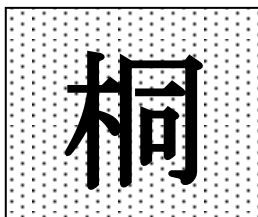


大東文化学園
教職員組合連合機関紙
第 1080 号
2014 年 10 月 10 日発行



E-MAIL: daito-un@boreas.dti.ne.jp
http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/
p/f (03) 3935-9505

本号の内容

◆2013/2014 年度定例総会開催のお知らせ

◆「学費負担軽減と私大助成の大幅増額を求める国会請願署名 2014」集約報告

◆大学新執行委員&新代議員大募集！

◆改正学校教育法と学内諸規則の見直しについて（資料紹介）

◆2013/2014 年度定例総会開催のお知らせ

■■大学組合員のみなさまへ■■

2013/2014 年度大東文化大学教職員組合 定例総会にご参加をお願いいたします！

11 月 10 日(月) 18 時 30 分より

板橋校舎 1 号館 208 会議室（大学院事務室並び）

本年度の活動の総括と、次年度に向けた活動方針の決定および新執行委員の選出を行いますので、万障お繰り合わせのうえご出席下さいますようお願いいたします。

同封の出欠票（郵便はがき）は、10 月 31 日(金)までにご返送下さいますようお願いいたします。欠席なさる場合は、はがき下部の委任状にご記入の上、ご返送下さい。出欠席に関わらず、必ずご返送いただきますようよろしくお願い申し上げます。

※総会成立要件は出席、委任状を含めて 2 分の 1 以上です。

成立しない場合、再度開催となります。是非出席のほどを！！

議 事

- | | |
|------------|-------------------------|
| 1. 開会の辞 | 5. 選挙管理委員選出 |
| 2. 委員長あいさつ | 6. 新執行委員・新会計監査選出 |
| 3. 議長選出 | 7. 閉会の辞 |
| 4. 議案審議 | |
| 第一号議案 | 2013/2014 年度活動報告 |
| 第二号議案 | 2013/2014 年度会計報告・会計監査報告 |
| 第三号議案 | 2014/2015 年度活動方針案 |
| 第四号議案 | 2014/2015 年度予算案 |

総会議案書を 10 月中にお送りいたします。

ご欠席の方は是非ともご意見をメールその他で組合書記局までお寄せください。

◆「学費負担軽減と私大助成の大幅増額を求める国会請願署名 2014」集約報告

「学費負担軽減と私大助成の大幅増額を求める国会請願署名 2014」の署名集約が行われ、9 月 29 日に 181 筆、10 月 8 日に 43 筆の署名を私大教連に送付いたしました。これにより、第一次集約と合わせて 805 筆の署名を集約いたしました。署名、カンパにご協力いただきました皆様に感謝申し上げます。

国会への提出が 10 月末のため、例年通りぎりぎりまで集約を延長することになりましたので、お手元に署名用紙をお持ちの方は執行委員または組合事務室（1 号館地下 1F）またはメール BOX（2 号館 2F 総務課）までお届けください。

どうぞよろしくお願いいたします。

（書記局）

◆大学新執行委員 & 新代議員大募集！

ただいま、大学組合では 2014/2015 年度新執行委員 & 新代議員を募集しております。お一人でも多くの執行委員、代議員をお迎えして広く情報を集約し、多様な考え方・立場のもとに充実した討論を重ねて学園・大学執行部へ核心をついた意見や要求を出すことのできる組合作りを目指しています。組合活動の活性化にお力をお貸してください。

ご連絡は執行委員、組合書記局（内線 4951・メールアドレス daito-un@boreas.dti.ne.jp）まで。お待ちしております。

新しい力を組合執行部へ、ぜひ！



新執行委員 & 代議員募集中！

◆改正学校教育法と学内諸規則（学則その他）の見直しについて

——私たち教職員ひとり 1 人が関心を持ち、安易な学則改正を認めないことが大切です！——

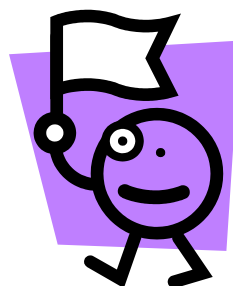
進められる学則改正！ 改正学校教育法の成立（2014 年 6 月）にともない、文科省は各大学に内部規則（学則、各種規則）の総点検と見直しを行うよう求め、今年 12 月中旬にはその進捗状況について調査を実施するとの方針を示しました。これを承け、各大学では文科省が発出した「大学における内部規則・運用見直しチェックリスト」に基づき、内部規則の点検と改正作業が始められています。

教授会権限の縮小？ 「見直し」は多岐に及びますが、学長の最終的な決定権限と教授会の権限（その性格と及ぶ範囲）との関係が最も重大な論点の一つとなることは予想に難くありません。本学においても教授会の権限に関わる諸規則の検討が進められているとの情報もあります。

まずは情報収集から そこで私たち教職員組合はこの問題を注視し、各方面からの情報の収集に努めています。さらにこの問題に関する**研究会開催**の計画も同時に進めております。是非この問題に関心を持ってください。さしあたりこの問題を考える際の一つの参考資料として、教授会の「議決」について定めた明治大学学則を例に挙げて交わされた国会での質疑応答を、以下に掲載します。出所は東京私大教連中央執行委員会「改正学校教育法による学内規則の「総点検・見直し」に対する組合の取り組みについて（案）」（2014 年 10 月 3 日）で、文中の下線は東京私大教連が付したものです。東京私大教連の文書の全文は本組合書記局にありますので、必要な方は書記局までご連絡下さい。

参考資料①「明治大学の学則における学長と教授会」（4 ページ）

参考資料②「明治大学の学則を例示した国会質疑と政府答弁」（4～6 ページ）



本紙は大学組合 web サイト <http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/> にも掲載しています。
併せてご利用いただければ幸いです。本紙へのご投稿、ご意見、ご質問は daito-un@boreas.dti.ne.jp にお寄せください。

参考資料① 明治大学の学則における学長と教授会

第 3 条 本大学に学長を置く。

2 学長は、本大学を代表し、本大学の教育理念に基づき、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

3 学長の任期及び選任については、別に定める。

第 4 条 本大学の各学部には学部教授会（以下「教授会」という。）を置く。

第 5～6 条 （略）

第 7 条 教授会は、次の事項を議決する。

- (1) 教育及び研究に関する事項
- (2) 教育課程の編成、変更及び実施に関する事項
- (3) 入学、転部、編入学、留学、休学、復学、退学、再入学、卒業及び試験に関する事項
- (4) 学生の厚生、補導及び賞罰に関する事項
- (5) 教員の推薦、進退及び兼職に関する事項
- (6) 学部長候補者の推薦に関する事項
- (7) 特別研究者及び在外研究員の推薦に関する事項
- (8) 学長から諮問された事項
- (9) 理事長から校規に基づいて諮問された事項
- (10) 教授会の運営に関する事項
- (11) その他必要と認めた事項

参考資料② 明治大学の学則を例示した国会質疑と政府答弁

◇2014 年 6 月 23 日衆議院文部科学委員会

吉田泉議員（民主党） ちょっと話をかえますけれども、手元に、明治大学学部教授会規程というものがあります。これは昭和 38 年に制定されたものですから、ちょうど 50 年使われてきたという規程であります。（略）その規程によると、教授会は次の 11 項目を議決する、議決という言葉が使われております。そして、教育研究に関する事項から始まって、教育課程の編成、さらには教員の推薦、進退、兼職、つまり人事ですよ、こういう事項も教授会の議決事項だということになっているわけでありまして。今回この法改正がなされると、実際今まで使われてきたこの規程のどこかを見直さなければならないということになるんじゃないでしょうか。

下村文科大臣 御指摘の明治大学の内部規則においては、教育研究に関する事項や、学長、理事長から諮問された事項について議決すると規定されているというふうに承知をしております。

今回の改正の趣旨は、学長が大学における最終的な決定権者であることを明確化するものでありまして、その趣旨を踏まえ、各大学において、内部規則やその運用の点検を行い、今回の改正の趣旨にのっとり必要な見直しの検討がなされるものと期待をしているところであります。

吉田議員 そうしますと、確認ですけれども、明治大学は従来の規定を変えなければならない、変えないと法律違反になるよ、こういうことでいいんですか。

下村文科大臣 改正の趣旨にのっとった内部規定であれば、それは問題ありません。

吉田議員 確認ですが、明治大学は、教授会は議決機関だとしているわけですね。先ほど稲津議員の方からもあったと思いますが、教授会というのはもともと議決機関ではないはずだ、決議機関じゃないはずだというお話も先ほどあったんですが、それが今回の改正案でさらに明確化されるとなると、明治大学の規定は法律違反になるんじゃないですか。

下村文科大臣 この明治大学の学則であります、第4章の「学部教授会、連合教授会」という項目の中の第七条に「教授会は、次の事項を議決する。」ということで1から11まで書いてあるということで、このまま読めばそのようにとれるということになるわけでありまして、その前提として、教育研究に関する事項や、学長、理事長から諮問された事項、これについて議決すると規定されているということで、議決についてはそういう前提条件があるというふうに聞いておりますので、前提条件があるということであれば、一概にこれだけをもって違反するということは言えないと思いますが、しかし、そういうふうな解釈が成り立つということになるのであれば、これは見直しをしていただく必要があると思います。

◇2014年6月6日衆議院文部科学委員会

吉川元議員（民主党） 5月23日の委員会で民主党の吉田委員が、明治大学の学則だと思いますけれども、11項目にわたる事項が教授会の議決案件になっていることを紹介され、今回の法改正によってこの内部規定が見直しの対象になるのかどうかということを大臣に質問されております。

それに対して大臣の方からは、前提として、教育研究に関する事項や、学長、理事長から諮問された事項、これについて議決されているということで、議決についてはそういう前提条件があると聞いている、前提条件があるということであれば、一概にこれだけをもって違反とは言えない趣旨の御答弁をされております。

まず確認なんですけれども、どのような前提条件がある場合に教授会が議決を行うことが可能となるのでしょうか。

下村文部科学大臣 （略）さて、5月23日の委員会での吉田委員の御質問に対して、教育研究に関する事項や、学長、理事長から諮問された事項について議決するという前提条件があれば、一概に違反とは言えないと申し上げました。

その際の前提条件としては、学校教育法の趣旨にのっとり、学長や学部長に決定権が認められており、教授会は学長や学部長が決定を行うに当たって審議を行い意見を述べる関係にあるといった、両者の関係が規定上明らかであることが必要であるというふうに考えております。

吉川議員 （略）今ほど、大臣の答弁ということではいいまして、例えばこの明治大学の学則でいいますと、第3条の2項に「学長は、本大学を代表し、本大学の教育理念に基づき、校務をつかさどり、」というふうな文言がございます。あるいは、「学部長は、学部に関する校務をつかさどる。」こうい

う文言があることによって、これが前提条件ということになるということによろしいのでしょうか。

政府参考人（吉田高等教育局長） 申し上げます。先ほども大臣の方からお話もございましたけれども、今回の学校教育法の改正の趣旨といたしましては、学長や学部長に決定権が認められており、教授会は学長や学部長が決定を行うに当たって審議を行い意見を述べる関係にあるといったこの両者の関係が規定上明らかである、これが前提条件になろうか、こういうふうに思います。その上で、教授会として審議をした結論を得るために議決を行うということについては、法の趣旨には反しているとは言えないと存じます。

吉川議員 ちょっと次の質問のところの答弁になっておるんですが、もう一回確認させてください。

前提条件があるということは、前提条件というのは、先ほど言った、「校務をつかさどる。」というふうに明治大学の学則の中では規定されている、これをもって、これは前提条件であるということによろしいのでしょうか。

吉田高等教育局長 前提条件の一つ目の、学長や学部長に決定権が認められている、それは「校務をつかさどる。」というところでございます。

吉川議員 そうしますと、少しそれとの関連ですけれども、今は明治大学の学則の話ですけれども、幾つかの大学の教授会規程あるいは教授会規則などは、ホームページで公開されているものもございます。それで、教授会の審議事項が掲げられており、その上で議決要件を定められているものも少なくありません。学長が大学運営に関する事項の最終決定者であり、教授会は審議機関であるとしても、教育研究に関する事項についての審議の取りまとめとして議決を行って結論を下すということは、これは至極当然のことだというふうにも思います。

教授会の審議の結論として、議決のあり方を教授会規程などに盛り込むこと、これ自体は今回の法改正の趣旨には反していないというそういう理解でよろしいでしょうか。

吉田高等教育局長 お答えいたします。先ほど先走ってお答えしましたけれども、先ほど来申し上げておりますように、学長や学部長に決定権が認められており、教授会は学長や学部長が決定を行うに当たって審議を行い意見を述べる関係にあるといったこの両者の関係が規定上明らかであって、その上で、教授会として審議の結論を得るために議決を行うということについては、法の趣旨に反しているとは言えないと考えております。

吉川議員 それでは、今のお話でいいますと、93 条 2 項の第 3 号についてはそうだと思いますが、これは第 3 項についても同じということによろしいのでしょうか。

吉田高等教育局長 それは構造としては同じでございます。